

柴原一・税理士法人柴原事務所代表社員に聞く

平成28年度税制改正大綱のポイント

スイッチOTC薬控除の創設や
社会保険料控除の見直しなど
社会保障関連の改正にも注目を

——まず、平成28年度税制改正大綱をご覧になっての感想をお聞かせください。

柴原 F Pが注目する配偶者控除の見直しを柱とする所得税の改革は、今年もまた決められませんでしたね、というのが第一の感想です。消費税の軽減税率導入と法人実効税率の引下げを

除けば、全体として小ぶりの改正内容になっていますが、冒頭の「平成28年度税制改正の基本」の「平成28年度税制改正の基本的考え方」の部分からいくつか指摘しておきます。できれば、税制改正大綱をご覧になりながら読んでいただくとわかりやすいと思います。

8 ページの個人寄附に係る寄

附金税制の見直しの部分には「わが国の寄附金税制は、主要諸外国にはない税額控除の選択制がとられているなど充実したもものになっている」とありますが、本当に充実したものといえるのかな、という気がします。

いま評判のふるさと納税自体、本来の寄附とは異なる方向へ向

かっているように思います。

——ふるさと納税については企業版もできますね。

柴原 企業版ふるさと納税については、10 ページに「現行の損金算入措置に加えて、法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除を導入し、寄附金額の約6割の負担を軽減する」と書いてあります。個人のふるさと納税は10割戻ってきますが、法人は6割です。

9 ページに「介護保険料等に係る社会保険料控除の見直しに向けた検討」がありますが、興味深い内容です。高齢者の介護保険料は年金から天引きされませんが、所得金額が小さいと、一家の誰の所得からも控除できないという問題が生じています。

社会保険料控除や医療費控除も内容は同じなのですが、「現行」は「自己と生計を一にする配偶者・親族の負担すべき社会保険料について、納税者が支払った場合に控除を受けられる」

去る平成27年12月16日、自民・公明両党は、平成28年度税制改正大綱を決定した。当初12月10日を目途にまとめる予定であったが、軽減税率の導入を巡って両党の折衝が長引き、1週間遅れの決定となった。法人実効税率の引下げなどが話題だが、F Pとして知っておきたい改正項目について、税理士法人柴原事務所の柴原一氏にお話をうかがった。

と書いてありますね。医療費控除を説明する際に、よく「奥さんの医療費も一緒に申告していいよ」と言われていますが、正確には、奥さんの医療費を夫が払ったのであれば認めてあげるとよ、という規定です。

ところが、奥さんの介護保険料が奥さんの年金から天引きされている場合、夫が支払ったとはいえませんが、だから引けないことになっていたのですが、そ

れを【見直しの方向性】として「配偶者・親族の合計所得金額が基礎控除額（38万円）以下である場合に、納税者において控除を受けられる」ということにして、夫の所得から控除できるようにしようというのが今回の大綱の考え方です。これは平成29年度からなる予定ですが、弱者にやさしい税制ということができます。F Pとしては注目してほしい部分です。

**趣旨はわかるが
効果は疑問の改正項目**

柴原 18 ページから「平成28年度税制改正の具体的内容」です。土地住宅税制から始まっていきますが、最初にあるのが「空き家等に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設」です。この特例は、相続の時期はともかく、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に売却したものが対象で、相続開始後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に1億円以下で譲渡した空き家およびその敷地については、居住用不動産の3000万円特別控除が使えらるというものです。

被相続人以外に居住をしていた者がいない一人暮らしの「被相続人居住用財産」に限られます。また、相続のときから譲渡のときまで事業や貸付、居住の用に供されていないということも条件です。

ただし、家屋と土地との譲渡の対価の合計額が1億円を超えたときはこの特例は適用されませんので、1億500万円で売るとは、9999万円で売ったほうが得だというアドバイスは成り立つかもしれません。

また、家屋は昭和56年5月31日以前に建てられたものですが、基本的に地震に対する安全性は担保されていませんので、適合するように増改築したものを売る、あるいは取り壊して売却することになります。



対象となる家屋は、昭和56年5月31日以前に建築された家屋ということですから、かなり古いものだということができます。しかも、相続開始の直前に被相続人の居住の用に供されていて、

そのほか、この特例はいわゆる取得費加算の特例との選択適用とするほか、居住用財産の買換え等の特例との重複適用その他の所要の措置を講ずるとあり